

# 湯沢市トラック運送事業者緊急支援金のお知らせ

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内トラック運送事業者の皆様に  
支援金を交付します！

## 申 請 期 間

3月2日(月)～4月30日(木)

## 対 象 者

次の要件をすべて満たしている者

- ①貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に定める貨物自動車運送事業を営む者
- ②秋田県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金（令和7年12月19日施行）の交付決定を受けた者
- ③市内に本店又は主たる事業所を有する法人及び市内に住所を有する個人
- ④市税の滞納がない者

※霊柩運送に限った事業を営んでいる場合、申請日時点で事業の休止又は廃業を予定している場合は対象外です。

## 支 援 金 額

普通貨物自動車	7, 5 0 0 円／台
軽貨物自動車	2, 0 0 0 円／台

※支援金は4月以降に順次支給します。

↓↓裏面もあります↓↓

## 必要書類

- ①トラック運送事業者緊急支援金交付申請書兼実績報告書  
兼請求書（様式第1号）
- ②県補助金の交付決定の写し
- ③県補助金の申請で提出した補助対象車両一覧表（様式第  
2号の1）の写し
- ④市税の完納証明書（発行後1週間以内のものに限る）
- ⑤支援金の振込先の口座情報が確認できる書類（通帳の写  
し等）

## 申請・問い合わせ先

下記宛てに郵送又は持参してください。

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市産業振興部商工課商工労政班（市役所本庁舎2階）

電話：0183-55-8186

メール：shoko-rosei-gr@city.yuzawa.lg.jp

詳細は市ホームページからご確認ください。

<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/46/5844.html>



↓↓表面もあります↓↓